

「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(再改訂版)」公表

賃貸借実務に関連する国の新制度を追加

賃貸住宅に関連した様々な疑問点を解説した「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」の再改訂版が国土交通省から公表されました。新制度の追加や分かりやすい表現への修正の工夫が見られます。



この事例集は平成23年3月に、賃貸住宅の賃貸借関係紛争にかかる相談者が、相談を実施する際に活用できる事例等の小冊子として作成されたものです。

主な相談と考えられるものについて項目別に整理し、想定質問を作成。その対応について例として示したもので、法的な見解を示すものではありません。

事例集の質問項目は、「借主からの質問」「連帯保証人からの質問」「貸主からの質問」と、相談者の立場別に3部に分かれています。借主からの質問では、入居前・入居中・退去時の時系列に沿って、解説されています。貸主からの質問では、重要事項説明・契約・更新・家賃などが



「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」が参考になります

データをアップデイト
利便性の向上を図る

特筆されるのはこうした質問の参考資料として、質問項目別の索引のほか、各種書式例や相談先、トラブルの迅速な解決にかかる制度が紹介されている点で、全体像の理解に役立ちます。

また、事例集は平成24年2月に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の変更を反映する改訂を行い、令和4年3月には令和2年4月から施行された改正民法の内容や、民間賃貸住宅の賃貸借実務における近年の動き等を反映する改訂を行った

ています。

今回の改訂では、改正民法によって賃貸借実務の相談対応に影響が生じると考えられる事項(極度額の定め等)や、インターネット環境、家賃債務保証業者の活用増加など、賃貸借契約実務において、より重要性を増している事項について、Q&Aの新設、既存解説を更新し、改正民法の適用関係について解説しています。

さらに、賃貸借実務に関連する最高裁判例や国の新たな制度の追加、アンケート結果等データの更新などをアップデイトし、ほかにも参考条項へのQRコードの追加など利便性の向上を図っています。

賃貸住宅に関する諸問題が、行政サイドの視点でコンパクトにまとめられており、賃貸経営の教科書を思わせる内容です。国土交通省のホームページからダウンロードできますので、一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

合、賃貸借契約を結ぶ際には、従来に増して間違いが起こらないように、丁寧な説明が求められます。

も学生であっても、契約には連帯保証人が必須です。高校の卒業時に

民法改正で18・19歳が成人の仲間入り
賃貸借契約も一人で契約が可能に

賃貸経営
ワンポイント
アドバイス

ド、そして賃貸借契約も一人で契約ができるようになりました。これまでは部屋を借りる際、

未成年者は親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができた

生するために、一方的に取りやめることはできないため、新たな問題が懸念されています。

一般的に賃貸借契約には、連帯保証人もしくは家賃保証会社の利用が求められ、場合によっては収入証明書も必要になります。18歳の成年だからとい



なお、民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、飲酒、喫煙の年齢制限は20歳のまま維持され、競馬や競輪などの投票券を買うことはできません。

世界では18歳の成年年齢が主流となっており、我が国も18歳成年に馴染みやすくなるように、もう少し時間が必要となるようです。

情報パック



「新しいお部屋で新生活!『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう!!」

国民生活センターが「賃貸借契約にまつわる相談」と「トラブル防止のポイント」を公表

(独)国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる住宅の賃貸借に関連する相談件数は、年間およそ3万件(令和2年実績)です。このうち、契約当事者が20歳未満及び20歳代の相談の件数は、約21%の6千件程度寄せられています。

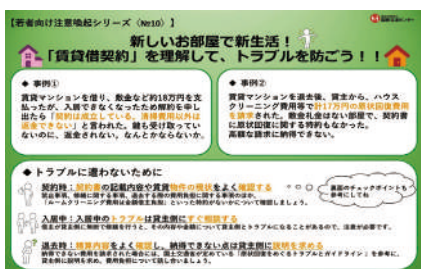
そこで、国民生活センターはこのほど、「若者向け注意喚起シリーズ」として、「新しいお部屋で新生活!『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう!!」を公表しました。

若者の新生活がスタートする春のタイミングと、民法改正にともなう18・19歳が成人となるこの時期に、契約に関するトラブルの注意

喚起も兼ねて公表されたものです。主な内容は、「賃貸借契約にまつわる相談」と「トラブル防止のポイント」では、「契約時」「入居中」「退去時」の実例や対処法をそれぞれ取り上げています。

契約に際してより一層分かりやすく丁寧な説明が求められます

全体に啓蒙的な観点からまとめられており、契約時には、契約書類の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認しましょう。入居中は、入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談しましょう。そして、退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう…といったものです。



そして、民法改正にともなう18・19歳の成年年齢の引き下げについては、2022年4月1日から、18歳になれば、一人で賃貸借契約ができるようになります。しかし、原則として一方的に契約をやめることはできないので、契約するかどうか、慎重に検討しましょう、と結んでいます。

同センターでは、住宅の賃貸借に関する消費者トラブルは、10~20歳代の若者にも見られ、親元を離れ新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、トラブルにならないよう注意が必要、としていることから、契約に際してはより一層分かりやすく丁寧な説明が求められるものです。

ちょっと一服



東京の帝国ホテルが本館の建て替えを機に、新規事業として賃貸ビジネスに参入すると報道されました。すでにスタートしているサービスアパートメントが好評ということから、オフィス・サービスアパートメント・賃貸住宅などの賃貸住宅事業を始めるようです。プランの詳細は明らかにされていませんが、「日比谷に『住まう』」賃貸住宅の構想に興味は尽きません。

手探りで進むウィズコロナ下
万全の態勢で契約に取り組みます

定した家賃収入を見込んでいるものです。また、ポスト・コロナのインバウンド需要を狙った動きも見られます。年々、季節感が薄まっていますが、今年の春の賃貸ビジネスシーズンも一段落となりました。

